電子化した証明書（e-証明書）の発給開始について

令和７年５月１２日

１　現在、当館で発給している証明書は、オンライン申請又は窓口申請の何れの場合においても紙媒体の証明書を窓口で交付していますが、令和７年５月２７日以降に在留証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

　これにより、e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口に一度も行くことなく証明書を受け取ることが可能となりますので、ご利用ください。

（参考）証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

２　なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画をご確認ください。

（１）「オンライン在留届（ＯＲＲネット）」からオンライン申請すること。

（２）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。

（３）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は、「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

３　また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先に e-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

４　今後、e-証明書の発給対象となる証明の種類を追加することを検討しています。最新の情報につきましては、こちらのページでご確認ください。